



金沢市公報

第2651号

平成22年(2010年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
○国民健康保険証の無効について (市 民 課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (〃)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定施術所の事業の廃止について (〃)	2
○市道の区域の変更について (道路管理課)	2
○道路の供用の開始について (〃)	3

● 公 告	
○一般廃棄物処理計画のうち平成22年度の実施計画について (リサイクル推進課)	3
○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課)	8
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	8
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	8
● 監査公表	
○監査公表(第4号) (監査事務局)	8
● 農業委員会告示	
○平成22年第3回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	10

告 示

●金沢市告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
薬師町会	代表者の氏名及び住所	中村 義昭 金沢市薬師町ハ31番地	水元 敏和 金沢市薬師町ハ1番地24	平成20年1月14日
		水元 敏和 金沢市薬師町ハ1番地24	中山 勉 金沢市薬師町ニ47番地1	平成22年1月11日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	川村 正男 金沢市藤江南1丁目28番地	土田 俊則 金沢市藤江南1丁目38番地	平成22年1月23日

●金沢市告示第33号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条の規定により、虚偽の転入届に基づき記載された次の者の住民票を職権で消除したので、当該届出による住民基本台帳の記録に基づき交付した国民健康保険証は無効であることを告示します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

住所	氏名	生年月日	無効である国民健康保険証

金沢市古府町南966番地	藤岡 哲治	昭和33年10月22日	平成22年1月28日に交付した記号番号433-7174の国民健康保険証
--------------	-------	-------------	-------------------------------------

●金沢市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 豊穰会 ゆーともクリニック	金沢市菊川1丁目23番23号	平成21年11月1日
中森かいてきゆいの里薬局	金沢市三池高柳土地区画整理事業施行地区内12街区2番	平成22年1月28日
炭谷歯科医院	金沢市石引2丁目8番6号	平成22年3月1日

●金沢市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
炭谷歯科医院	金沢市石引2丁目8番6号	平成22年2月28日

●金沢市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者から当該指定施術者の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
荒井 圭司	荒井接骨院	金沢市入江2丁目424番地 土井コーポ白山一階	平成22年2月10日
牧野 誠一	まきの接骨院	金沢市額谷3丁目2番地	平成22年2月28日

●金沢市告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1 級 幹 線 102号 疋 田 町 線	神 谷 内 町 へ 25 番 2 先 から	旧	27.1 ~ 41.1	188
		神 谷 内 町 ト 104 番 1 先 まで	新	27.1 ~ 106.4	188
一般市道	小 坂 22号 神 谷 内 町 線	神 谷 内 町 ト 137 番 1 先 から	旧	3.0 ~ 4.6	307
		神 谷 内 町 ル 33 番 先 まで	新	3.6 ~ 18.0	307
一般市道	小 坂 37号 神 谷 内 東 線 30号	神 谷 内 町 子 72 番 先 から	旧	7.6 ~ 24.6	195
		神 谷 内 町 ヌ 90 番 先 まで	新	7.6 ~ 91.5	195
一般市道	小 坂 37号 神 谷 内 東 線 31号	神 谷 内 町 ト 137 番 1 先 から	旧	6.4 ~ 19.3	92
		神 谷 内 町 リ 56 番 57 番 合 併 先 まで	新	6.4 ~ 19.3	94

●金沢市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 102 号 疋 田 町 線	神 谷 内 町 へ 25 番 2 先 から 神 谷 内 町 ト 104 番 1 先 まで	平成22年3月23日
小 坂 22 号 神 谷 内 町 線	神 谷 内 町 ト 137 番 1 先 から 神 谷 内 町 ル 33 番 先 まで	〃
小 坂 37 号 神 谷 内 東 線 29 号	神 谷 内 町 ト 104 番 1 先 から 神 谷 内 町 ト 153 番 1 先 まで	〃
小 坂 37 号 神 谷 内 東 線 30 号	神 谷 内 町 子 72 番 先 から 神 谷 内 町 ヌ 90 番 1 先 まで	〃
小 坂 37 号 神 谷 内 東 線 31 号	神 谷 内 町 ト 137 番 1 先 から 神 谷 内 町 リ 56 番 57 番 合 併 先 まで	〃
小 坂 37 号 神 谷 内 東 線 32 号	神 谷 内 町 ト 104 番 2 先 から 神 谷 内 町 ト 70 番 先 まで	〃

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成22年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量（見込）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	130,974トン/年	167,740トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,326トン/年	
	資 源 回 収 ご み	11,177トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	141トン/年	
	集 団 回 収 ご み	9,122トン/年	

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬		収集回数及び収集方法等	処分方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託		週 2 回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		平日随時受入れ（事前予約必要）9時～15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		平日随時受入れ 8時30分～16時30分	
資 源 回 収 ご み	あき缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶、カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託	月 2 回 ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託		月 2 回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時	

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの））及びライターを収集する。

※ 資源回収ごみの収集日には、あき缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品（除湿機）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処分方法
燃やすごみ	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	

不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

- (ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。
- (イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。
- (ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具等のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服、おもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・3R推進地域説明会の実施
- ・かなざわエコフェスタ（仮称）の開催
- ・金沢3R・エコ検定の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボール・コンポストの普及促進など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に合同監視パトロールなどを実施
- ・不法投棄多発箇所の監視強化を図るため、監視カメラを設置

カ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞
- ・児童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」

④ 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体（学校、育友会等）と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付

ウ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底

エ 事業所で自己の飲食用として持ち込んだペットボトルなどの資源ごみについて、家庭への持ち帰りの推進

⑤ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込）

区 分	廃棄物の量
-----	-------

市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	80,664トン/年
		不燃・粗大ごみ	6,563トン/年
		資源回収ごみ	11,169トン/年
		水銀含有ごみ	141トン/年
		計	98,537トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	50,310トン/年
		不燃・粗大ごみ	9,763トン/年
		資源回収ごみ	8トン/年
		計	60,081トン/年
	合 計		158,618トン/年

⑥ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

※ それぞれ、びん、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,343,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	2,144キロリットル/年	12,464キロリットル/年
浄化槽汚泥	10,320キロリットル/年	

② 収集・運搬及び処理方法

区 分	収集・運搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	好気性消化一次処理方式
浄化槽汚泥		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	2,144キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥	10,320キロリットル/年		
合 計	12,464キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	好気性消化一次処理方式
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,343,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

1 土地区画整理組合の名称

金沢市大桑第三土地区画整理組合

2 解散の認可の年月日

平成22年3月15日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市割出町547番1及び547番3から547番6まで	道路 金沢市割出町547番1	金沢市近岡町378番地1 有限会社 彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成22年3月23日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
72	北陸フジクリーン 株式会社	富山県富山市塚原6番地の1	平成22年3月5日

監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年3月23日

金沢市監査委員 篠 田 健
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 玉 野 道

1 財産の管理等状況監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年2月15日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成18年8月21日(平成18年監査公表第22号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
一部の小中学校において、校費の支払事務及び郵便切手の取扱事務に錯誤が見受けられたので、点検・指導を徹底する必要がある。	校費の支払事務に錯誤が見受けられた学校については、学校を訪問し、小切手の過払い分の返金及び精算を確認するとともに、学校長及び担当者に決裁時及び精算時の読み合わせ確認を徹底するよう指示した。 また、郵便切手の取扱事務に錯誤が見受けられた学校については、郵便切手出納簿への受入処理を行い、出納簿の残高と切手を一致させるとともに、今後の適正な事務処理を指示した。 今後とも、研修会や学校訪問時を利用し、適切な管理を徹底するよう指導を行っていききたい。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年2月15日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成19年8月13日(平成19年監査公表第19号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
公金等の取扱いに関し、一部の小中学校で校費の支払事務に錯誤が見受けられたので、適正を期す必要がある。	校費の支払事務に錯誤が見受けられた学校については、理由を調査し、学校長及び担当者に適正な事務処理を指示した。 今後とも、研修会や学校訪問時を利用し、適切な管理を徹底するよう指導を行っていききたい。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年2月15日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日(平成20年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
公金等の取扱いについて 前渡金の支払事務及び小切手の取扱いについて、一部の小学校において誤謬が見受けられたので、適正を期す必要がある。	前渡金の支払事務について誤謬が見受けられた学校については、学校を訪問し、学校長及び担当者に適正な事務処理を指示した。 また、小切手の取扱いについて誤謬が見受けられた学校については、学校を訪問し、学校長及び担当者に厳重に注意するとともに、適正な管理がなされていることを確認した。 今後とも、研修会や学校訪問時を利用し、適切な管理を徹底するよう指導を行っていききたい。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年2月15日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日(平成21年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
公金等の取扱いについて 前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて、一部の小中学校において誤りが見受けられたので、適正を期す必要がある。	前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて誤りが見受けられた学校については、学校を訪問し、学校長及び担当者に適正を期すよう指導するとともに、適正な管理等がなされていることを確認した。 今後とも、研修会や学校訪問時を利用し、適切な管理を徹底するよう指導を行っていきたい。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項の規定により、平成22年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

金沢市農業委員会
 会長 朝 倉 忍

1 日時

平成22年3月29日 午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

◎正 誤

○平成22年2月12日付け金沢市公報第2647号

頁	箇所	誤	正
3	下から1行目	廃止する	廃止した

◎正 誤

○平成22年3月11日付け金沢市公報第2650号

項	箇所
3	上から13行目

誤				
鈴木町町会	代表者の氏名及び住所	鈴木 勉 金沢市鈴木町ニ6番地1	山岸 善浩 金沢市鈴木町ニ39番地2	平成22年1月4日
		山岸 善浩 金沢市鈴木町ニ39番地2	滝 吉徳 金沢市鈴木町ニ37番地	平成21年1月10日

正				
鈴木町町会	代表者の氏名及び住所	鈴木 勉 金沢市鈴木町ニ6番地1	山岸 善浩 金沢市鈴木町ニ39番地2	平成21年1月4日
		山岸 善浩 金沢市鈴木町ニ39番地2	滝 吉徳 金沢市鈴木町ニ37番地	平成22年1月10日

平成22年(2010年)3月23日 印刷
平成22年(2010年)3月23日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)